

みやぎ教育旅行バス等助成金 Q&A

【申請方法について】

Q1 旅行会社から申請することは可能か？

A1 手続き（フォーム入力等）を代理することは可能です。ただし、申請者（助成金納入先）はあくまで学校となります。

Q2 複数校が合同で旅行する場合、どのように申請すればよいのか？

A2 振込先となる学校が代表して手続きを行ってください。

Q3 旅行後に申請することは可能か？

A3 旅行後の申請は認めておりません。必ず旅行前に申請していただきますようお願いいたします。

Q4 FAXでの申請は可能か？

A4 FAXでの申請は受け付けておりません。電子申請フォームをご利用ください。電子申請フォームでの申請が難しい場合は電子メールを用いた指定様式での提出が可能ですので、下記のメールアドレスまでお問合せください。

＜問い合わせ先＞

宮城県経済商工観光部観光戦略課観光産業振興班

e-mail: myg.kr.uketsuke@pref.miyagi.lg.jp

【交付申請について】

Q5 学年全体を対象に希望者を募った少人数での旅行は助成の対象になるか？

A5 学年全体から募集したのであれば助成対象となります。しかし、学年未満の規模から募集した場合には対象外となります。

Q6 各種学校として認可されているインターナショナルスクールは対象となるか？

A6 各種学校として認可されていれば助成対象となります。

Q7 宮城県のバス事業者が他県まで迎えに来た場合、70,000円/台 の対象となるか？

A7 学生の発地が宮城県内である必要があるため、50,000円/台 の対象となります。

Q8 タクシーは助成対象となるか？

A8 旅行参加生徒が少人数のために貸切バスの利用が難しく、代替としてジャンボタクシー等を利用する場合には助成対象です。ただし、貸切バスを併用する場合や、自主研修等の複数グループに分かれる行程で現地タクシー等を使用する場合は対象外です。

Q9 学校の概要が分かる書類とはどのようなものか？

A9 ホームページや学校要覧の写し等、学校名、所在地および連絡先が明記された資料です。

Q10 補助対象経費に消費税は含まれるか？

A10 含まれません。補助対象経費は税抜きの金額です。

Q11 他の貸切バス助成金と併用はできるか？

A11 学校の所在地が富山県、岐阜県及び愛知県以西の地域である場合を除いて、併用はできません。

Q12 交付決定通知を旅行会社へ送ってもらうことは可能か？

A12 通知は本事業の申請主体である学校へ送付するため、旅行会社へ送付することはできません。

【実績報告について】

Q13 天災等により、予定していた施設訪問や体験が実施できなくなった場合は どうすればよいのか？

A13 震災学習に該当する別の施設訪問や体験へ変更しても構いません。また、旅行中に発生した天災等でやむを得ず予定していた行程から外れた場合は、その事情を記載した書面（任意様式）を実績報告に添付してください。内容を審査の上、交付の可否を決定いたします。

Q14 貸切バス等利用証明書・宿泊証明書の印は担当者の印で問題ないか？

A14 担当者の印での対応はできません。必ず代表者印の押印をお願いいたします。

【助成金の納入について】

Q15 助成金が納入される時期はいつごろか？

A15 額の確定後、1ヶ月以内を目安にお支払いいたします。

Q16 旅行会社の口座に納入してもらうことは可能か？

A16 基本的には認めておりません。しかし、やむを得ない場合には指定様式を提出いただくことで納入が可能ですので、A4に記載のメールアドレスまでお問い合わせください。